

平成29年度事業計画

平成29年1月19日開催された日本司法書士会連合会及び司法書士関連団体の新年賀詞交歓会で、私たち司法書士が置かれた状況を示す言葉としてよく聞かれたのは、「成年後見制度利用促進（法）」「空き家問題」「所有者不明土地」「相続登記推進」「司法書士法改正」だった。また、印象的だったのは、最高裁判所からの「司法書士の簡裁代理関係業務について司法書士の一層の奮起を促す」との言及だった。つまり、司法書士及び司法書士会（界）の現状は、（1）行政、福祉等の地域関連団体と連携協力して地域社会に存在する課題に取り組むことが期待されている存在になっていること、そして、その一方で、（2）残念ながら、司法制度改革の中で大きな期待をもって付託された司法書士の役割を果たせていない、ということである。

平成29年度事業計画は「静岡県において、司法書士制度及び司法書士会員の業務が、国民の権利擁護に資するものとして役割を十分果たせる」ように、そして、前記の状況にも適切に対応できるようにとの視点に立ち作成した。

以下に、要点を述べ、各部が管掌する具体的内容は各部説明にゆずる。

1. 相談センターのさらなる充実

本会にとって、司法書士総合相談センターしずおかを中心とする相談活動は、何にも代えがたい。年間相談件数が約4000件であることはもちろん、そこで行われている相談は、登記、成年後見はもちろんのこと、一般市民が抱えるあらゆる法律問題に対応するものであり、対応相談員のレベルはどこにも負けないものと自負するからである。

相談事業部では研修会開催等により、登録相談員及び一般会員のレベルのさらなる維持向上にも意を注ぐ。そして、この取組みの中で、多くの会員が簡裁訴訟代理等関係業務にも取り組んでいく環境を作っていきたい。

さらに、市民視線に立ち、コミュニケーションスキルも身につけた登録相談員による相談活動を継続していく所存である。

2. 法定相続情報証明への対応

司法書士業務に大きな影響を与えるだろう法定相続情報証明制度に適切に対応していく。支部の実情に応じた具体的対応を実施すると共に、新制度の導入をきっかけにして、司法書士が相続登記だけでなく、相続に関する専門家としての地位をさらにレベルアップさせていく必要があると考える。

本会は、全会員が「相続に関する専門家としての司法書士」について共通認識を持ち業務に取り組めるようにすると共に、金融機関・自治体への対応も行

い、社会の要請に応えたい。

3. 研修事業の再構築

今まで、研修部では、会員研修会の企画実施の主目的を、①年間12研修単位の取得を求められている会員に単位取得の機会を可能な限り提供すること、②会員間の情報交換や交流の場面として活用してもらうことと認識してきた（司法書士業務にとって有益な情報の提供という目的以外に）が、司法書士業務と会員の関心の多様化に伴い、多くの会員参加が期待できる研修テーマを選定することが困難になりつつある。また、司法書士として必須なテーマだとしても、多くの会員の出席が見込めない場合もある。

そこで、研修部企画の研修会の、研修単位取得の機会を提供する役割を維持しつつ、前記の事情に配慮し、会員研修会の回数、開催場所、方法等を再検討し研修事業を実施する。また、付加価値の高い研修情報の提供などにより、会員の研修意欲の喚起に努めたい。

4. 地域団体との連携

前述のように、私たちは「成年後見制度の利用促進」「空き家問題」「所有者不明土地問題」「相続登記推進」など、行政、福祉等の地域団体との協力連携を必要とする課題への取り組みが求められている。しかし、今まで会としての窓口が明確ではなかったので、総務部に新たな委員会を設置し対応する。

具体的対応は、リーガルサポート、政治連盟、公嘱協会とも連携し行う。

5. 制度広報

私たちがどのような存在であるのかを社会に認知してもらうためには、制度広報が必要である。前年度においても、市民の懐に飛び込む広報活動を行ってきたところであるが、本年度も同様に取り組んでいきたい。

その手法は、司法書士の一般的知名度をアップさせることを主眼とするものと、私たちが何をしているのか、その姿を正確に受け取ってもらうことを主眼とするものとの、バランスをとりながら取り組む。

6. ペーパーレス化への取り組み

COMPASSを導入し、会が会員に対して発信している本会通信、関係機関からのお知らせその他情報提供に活用する。効率化の観点から、前記情報提供の方法をこの2年間で紙からネットによるもの（ペーパーレス）とし、事務局での事務効率を図り、コスト軽減という成果も得たいと考えている。ただし、この変更が、会員に過大な負担を課すことにならないよう十分に配慮しながら行うこととする。執行部は、COMPASSを利用し、会員から静岡県司法書

士会を改善向上させるための熱意ある意見が寄せられることを期待している。

執行部は、平成29年度も、事業執行に際し各事業の趣旨を十分に理解・認識し、その趣旨が十分に活かされ実現されるよう工夫して取り組む所存であるので、会員各位には会務への積極的な参加をお願いする次第である。

《総務部》

1. COMPASSの活用促進及び改善

- (1) COMPASSを会員への周知・連絡手段として活用する。
- (2) 役員・委員会等内部の連絡・協議手段として、COMPASSを導入・活用する。
- (3) 会員への通知のペーパーレス化目標を平成30年4月1日と定め、平成29年度内にそのための施策（メールアドレスの登録要請、COMPASSの活用及びその要請、改善要望の取りまとめ等）を実施する。

2. COMPASSを利用した事務の効率化

- (1) 事務局作業の効率化及び合理化により、コスト削減を目指す。
- (2) 会議議事録・資料等の保管及び公開、過去の資料等の保存方法（司ネットフォーラムからのデータ移行を含む）の検討をする。

3. 本会通信の発行

記事内容の検討を行い、内容の充実に努める。

4. 会員の会務への参加促進等

- (1) 総会、賀詞交換会の参加者増加、活発化を検討する。
- (2) 会員の会務への参加促進、会務についての情報提供を随時行う。
- (3) 研修部と連携して、研修単位未取得者に対する指導を強化する。

5. 災害対策事業の拡充

災害発生時の本会の危機管理体制を整備するとともに、市町と連携して災害時協定に基づく相談実施体制を検討し、災害発生時の相談員の派遣に備える。

6. 他団体との情報交換及び交流

- (1) 外部団体（自治体、法務局、法テラス、他士業団体等）との連絡窓口となる委員会を設置して情報交換と交流を行い、本会の事業担当部署と連携

して、成年後見制度利用促進、空き家問題、所有者不明土地問題、相続登記の推進、合同相談会等への対応に資する。

- (2) 土業種連絡交流会の事務局を担当する。
- (3) 前各号の事業のため、リーガルサポート、政治連盟、公嘱協会と連携する。

7. 会則・諸規則の整備、会務財政の検討

- (1) 会則、規則、規程類の点検、見直しを行い、併せて、年度途中で制定、改廃があった場合、COMPASSを利用して会員への通知・閲覧の迅速性、利便性を高める。
- (2) 本会の財政について経理部とともに中長期的な把握を行い、必要となる会則・諸規則等の改定の検討を行う。

8. 苦情対応窓口の機能強化

- (1) 市民窓口運営委員会にて蓄積された苦情対応事例を分析し、市民の不満が苦情にまで発展しないように、会員に対し執務姿勢の見直しや改善を提言する。また、紛議調停手続への理解を深め、適切な対応を心がける。
- (2) 障害を理由とする差別に関する障害者等からの相談等に的確に対応するための相談窓口を設置する。

9. 司法書士会館の管理

- (1) 更新が必要な機材備品等を見極め、計画的に更新を行う。
- (2) 日常点検を十分に行い、修繕必要箇所の把握と迅速な修繕を実施する。

10. 会員の登録に関する事項

司法書士登録事務の円滑な運営を図る。

11. 業務賠償責任保険の維持・管理

- (1) 司法書士業務賠償責任保険を継続維持し、円滑な運用を図る。
- (2) 新たな契約形態（他の司法書士会と共同して契約する方法、日司連に保険契約を委託する方法）を検討する。

12. 住宅金融支援機構等の承継登記にかかる事務管理

平成28年度に引き続き、住宅金融支援機構等の承継登記に関する事務管理を継続する。

《経理部》

1. 一般会計会費及び特別会計会費（会館修繕特別会計及び自然災害相談活動特別会計）の適正な収入の確認と管理
2. 各事業支出（各部会・委員会等）及び各管理費（特別会計支出を含む）の適正な執行状況の把握
3. 会員数の増減による会費収支への影響の検討
4. 会費の納入及び管理方法並びに旅費等の支払方法の検討
5. 収集したマイナンバーの適切な管理

《企画広報部》

「選択と集中」「原点回帰」の2点をテーマに掲げて事業執行に取り組んだ2年間を経た今、限られた予算で効果的な事業展開をするためにさらなる「選択と集中」を進めることを次の2年間のテーマに掲げる。

この観点から、次のとおり企画広報部所管の事業を全面的に見直して事業の取捨選択を進めると共に、委員会構成も再編することとする。

1. 「“あかし” 運営委員会」の設置

法定相続情報証明制度の稼働は、私たちの根幹業務である「相続登記」に対する他士業や民間の参入を許す契機にもなりかねないとの認識を、司法書士界全体で共有すべきである。

国家資格に守られていた司法書士業務が、他士業や民間との競争を避けられない時代に突入しようとするとき、司法書士界が一丸となってアイデアを出し合い、専門性を武器とした地道かつ戦略的な対応が求められているのである。

この点について当会では、平成27年度に発足した業務研究第13グループから、法定相続情報証明の受け皿的役割を担う「司法書士相続支援センター“あかし”」の創設について提案があった。“あかし”の由来は「証明」の「証」にあるとのことだが、各支部の実情を踏まえると直ちに稼働できる状況にはないようである。しかしながら、この機に相続手続きの専門家集団としての高い質

を確保し、利用者に対し十分な制度広報を行えるか否かは、今後の司法書士界全体の将来を大きく左右する重要課題と捉えるべきである。

そこで、本会としても重点事項として取り組むことを宣言し、企画広報部内に旧業務研究第13グループのメンバーと各支部から推薦いただいた会員を中心として組織する「“あかし”運営委員会」を設置し、相談員のための統一マニュアルや書式集の策定、法定相続証明情報に関する金融機関その他の関係団体に対する説明会の開催、遺産整理業務に関する研修会の開催や書式集、報酬案の提供などを担い、相続の専門家集団を養成することに努める。

2. 市民権利擁護委員会の廃止と「法テラスカード」推進委員会の設置

旧市民権利擁護委員会で2年間かけて模索した生活困窮者自立支援事業に対する司法書士としての関与のあり方は、「法テラスの積極的活用による生活困窮者が抱える法的需要への対応」に帰結し、「法テラスカード」という具体的ツールとして動き始めたところである。

ところで、市民権利擁護委員会はこれまで、生活保護、自死、成年後見、貧困といったさまざまな社会問題に対応する部署として設置され、長年に亘り多方面の関係機関に委員を派遣して連携と相互信頼関係の強化に努めるほか、これらの分野における法的需要を「司法書士総合相談センターしずおか」へお寄せいただく制度広報の一翼も担ってきた。

しかし、事業の「集中と選択」という観点からすれば、連携と相互信頼関係の強化はその役割を一旦置き、今後は法律実務家の本来業務である相談への対応に傾注すべきであり、「法テラスカード」の運用開始はその契機となろう。今のところ旧市民権利擁護委員会の委員を中心とした試験的運用に止まっている法テラスカードを2年間で広く県下全域に広め、法テラスの積極的活用を通じて生活困窮者が抱える法的需要に応えられる実務家集団を目指すこととする。

なお、これまで培った連携を維持し、関係機関の皆さんにも相談センターを積極的に活用していただくため、相談事業部との調整の下、相談センターニュースを利用した法テラスカードの継続的広報にも取り組んでいきたい。

3. 業務研究グループ

当初定めた活動期間を終えた業務研究グループは、複数のグループで想像以上の成果が表れており、今後の活動がさらに楽しみな状況にあることに鑑み、更新希望を求めることとする。更新の条件として、さらに2年後のビジョンとその実現に向けた行程表を提出すること、新メンバーに加えることの2点を課すこととする。

また、新規グループもあわせて募集する。机上の勉強に止まらず、いかにして仕事につなげ、いかにして仕事を生み出し、さらには社会貢献に繋げること

を目的とする業務研究グループに多くの会員が参画されることを希望する。

なお、13あったグループ数は、更新・新規をあわせて10を上限としたい。関ブロでは「業一1グランプリ2018」の開催が予定されているとのことであり、グランプリ獲得を目標に各グループの切磋琢磨を期待する。

4. 広報事業・法教育事業

広報関連事業・法教育事業については、いずれも原則として過去2年間の事業を継続するが、広報のうち遠鉄バス・静鉄バスの車内アナウンス広告は廃止する（遠鉄バスについては浜松支部の事業として継続されることが決まっている）。

広報では、平成28年度初の試みとして好評を博したSBSマイホームセンターにおけるイベント活動を、平成29年度も同規模で内容をさらにブラッシュアップして実施したい。

また、法教育では、平成28年度に実施した小学校内部での実施や、平成29年度に予定している公民館単位での実施など、親子法律教室のさらなる可能性を模索していきたい。

5. 成年後見関連事業への対応

廃止する市民権利擁護委員会では成年後見に関する事業も所管してきたが、その実質はリーガルサポート静岡支部の補助的役割に止まっていた。したがってこの状況に鑑みれば、委員会の廃止による成年後見関連業務への支障は生じない。もっとも、成年後見制度利用促進法の施行に伴い、リーガルサポートの事業も拡大することが予測されることから、リーガルサポートの要請に応じるため、総務部において予備的な予算措置を講じることとする。

《研修部》

1. 会員研修

平成27年度以降の2年間は、多くの会員が参加したくなる研修を企画することを基本としながらも、登記業務に限らず司法書士としての使命や職責を全うするために現時点において必要と考えられるテーマの研修会を企画し、会員の資質向上に資する情報を提供することに努めてきた。

一方、司法書士業務の多様化に伴い、会員の興味や専門職としての能力も様々な分野ごとにばらつきがみられるようになっており、これまでのように一定数の研修会を開催することで会員の様々な要望に十分に応えることは難しくなり

つつある。

そこで、平成29年度は、会員研修を組織的な研修としての意義を維持しながらも、個々の会員が興味のある分野の専門性をさらに深化させ、また、自ら研究したいテーマを見つける場としても位置づけ、以下のとおり取り組んでいく。

(1) 単位制研修

「会員研修会」は、登記業務を中心に裁判業務や財産管理業務も含めて、多くの会員の参加が見込まれるテーマの研修会を年に4回開催したい。定例の会員研修を補う「会員特別研修会」は、法改正や司法書士制度、社会の変遷に即したものを便宜複数回開催する。

研修会の形式は、基本的に同時配信の方法により県内3会場で実施することとし、さらに映像及び音声等の通信環境の改善を図っていく。

また、会員に対し、日司連の研修会や「日司連研修情報システム」による研修ライブラリ、eラーニングシステムなどの具体的な研修情報にさらなる付加価値が認められる情報を付加して発信し、意欲的に研修を受講できるよう支援していく。

(2) 支部との連携

単位制研修は、会員の資質向上の機会を提供するという意義だけでなく、会員間の情報交換や交流の機会を提供するという意義もあるが、この点については、支部研修会がより大きな役割を担っているものと考え。会員同士が顔なじみのため会員研修会よりも支部研修会のほうが参加しやすいという会員は少なくないのが実情である。

そこで、各支部の実情を踏まえながら、支部に対して研修情報等の提供と一定額の助成を行うことにより、支部研修会の充実を図ることを検討したい。

(3) 研修単位未取得会員（0単位者）への対応

毎年、研修単位を全く取得者しない会員が一定数存在する。法律実務家が所定の研修単位の取得を定めた「日司連会員研修規則」及び「静岡県司法書士会会員研修規則」を全く遵守していないという事態を是正すべく、単位未取得の会員に対しては、厳しく対応していきたい。

(4) 年次制研修

平成29年度も対象会員の研修参加の機会を確保するために年に2回開催する。

倫理研修を主たる内容とする年次制研修が義務研修であることは周知されているものの、毎年、身体上の理由等によるやむを得ない事由以外の事由により参加できない会員も僅かながら存在する。年次制研修への参加を強く促すとともに、不参加者に対しては、年次制研修の指導要領に則り個別に対応していくこととする。

2. 新人研修

新人研修を基礎的な実務能力の習得と職能としての規律や責任を自覚させ、意欲的に業務に取り組む司法書士を早期に育成することを目的とする一方で、新人及び登録後間もない会員と既存会員との意思疎通の場としても位置づけ、以下の事業を展開していく。

(1) 配属研修

配属研修は、当会新人研修規程に則り連続して6週間以上実施する。限られた期間の実践的な研修をより充実したものとするため、「合格者ガイダンス」において、これまで以上に新人の状況や要望などを丁寧に聞き取るとともに、配属研修の意義や配属研修に臨む姿勢について具体的に説明し理解を促す。

また、平成29年度も引き続き、「配属研修指導員ガイダンス」を実施する。配属研修の意義と現状、指導内容、具体的な運用などを説明し、司法書士会の事業であることの認識を共有したい。

新人と一口に言っても、その年齢、経歴、開業予定地、時期など様々であり、研修期間中における取り組み方にも個人差があるため、新人と研修指導員の双方の間に入り、配属研修が効率よく実施できるよう努めていく。

(2) 集合研修

ここ数年の新人集合研修は、大きく分けると、新人が早期に登録できるよう司法書士としての実務上の知識や相談技法、倫理等を習得する目的と法律実務家としての使命や職責の理解を促し、登録後に当会の組織や活動へ参加し、司法書士制度を担う司法書士を育成するという目的で実施してきた。

登録前の新人を対象とする集合研修の内容は、今後、中央新人研修、関東ブロック新人研修や日司連が平成30年以降に本格的に運用を予定している「新入会員研修プログラム」の内容等によって見直しが求められると考えられるが、当会独自の研修として、平成29年度は、概ね平成28年度と同様のカリキュラムで実施する予定である。

(3) フォローアップ研修

これまで登録後間もない会員を対象に専門的知識の習得と業務のスキルアップを図るために「フォローアップ研修」を実施してきた。

しかし、毎年、参加会員は減少傾向にあり、狙った成果も上がってこないことから、平成29年度は「フォローアップ研修」を廃止し、日司連が平成30年度から導入を予定している「新入会員研修プログラム」について検討する中で、登録後間もない会員に対する研修のあり方を検討・模索していくこととする。

3. その他

中央新人研修や関東ブロック新人研修、特別研修の講師やチューターの派遣を引き続き行う。また、「特定分野研究グループ」の募集を行い、その研究の成果を支部研修などで利用していただくよう呼びかけを行う。

《相談事業部》

- 自分で司法書士の可能性を探ってみたい
- 毎日がマンネリ化してつまらない
- 行き詰まりを感じている

そんな会員のみなさん、相談事業部の事業に参加しよう！

あせらず、あきらめなければ、必ず何か見える・見えてくる！！

1. 「司法書士総合相談センターしずおか」の運営

常設相談を通じて、地道ではあるが、相談者にとって具体的な解決につながるよう、一つ一つの相談に対して適切に対応していく。また、シフト表作成や相談員募集等の常設相談運営の事務作業、相談センターニュースの発行等を通じた常設相談の広報活動、相談員向けの研修等を実施する。

なお、平成29年度から2年をかけて将来の常設相談のあり方について、現状の変更も含めて検討を進めたい。

2. 常設相談の相談員の日当増額

平成28年度事業報告のとおり、常設相談では年間約4000件の相談を受けており、一相談日に受ける相談員一人当たり平均相談件数は4.1件に及ぶ。また、常設相談は、平日の午後に開催しており、特に電話相談の担当者は14時から17時まで短くとも3時間拘束される。民事法律扶助の法律相談援助では、1時間未満の相談1件当たりの法律相談費を5400円と定めており、相談の差異を考慮しても、常設相談の相談員に対する現行の日当5000円は低額と指摘せざるを得ない。

そこで、総会における予算の承認及び理事会における静岡県司法書士会旅費

規程の一部改正を経て、平成29年度下半期から、常設相談の相談員の日当を現行の5000円から7500円に増額したいと考えている。

3. 「相続登記はお済みですか相談」の実施

各支部に協力を仰ぎつつ、相続登記お済みですか相談を実施する。なお、総務部と連携を取りつつ、相続登記未了問題の静岡地方法務局・静岡県土地家屋調査士会との共催事業も併せて実施したい。

4. 消費者問題対策事業

消費者問題シリーズ研修の実施、消費生活専門相談員資格対策講座への講師派遣等の消費者問題ネットワークしずおかとの連携事業、訪問販売お断りステッカーの配布を通じた県内市町における消費生活条例の普及活動、会員に対する消費者トラブルの情報提供を中心に、事業を行いたい。

また、県内の適格消費者団体の設立に向けた準備に関与しつつ、団体に参加する会員の養成を目的として、ゼミ形式の勉強会を開催したい。

5. 犯罪被害者支援事業

委員の人数や経験により実施頻度や時期について左右されるが、平成29年度から2年をかけて、犯罪被害者支援の懇話会や特別相談の実施、「子ども110番の事務所」推進事業を進めていきたい。

また、この事業の将来に担う会員の育成し、事業を承継していくことを目的として、会員向けのゼミ形式の勉強会を開催したい。

6. “ふらっと”による裁判外紛争処理事業

これまで同様、利用申し込みされた事件について適切かつ丁寧に対応し、ふらっとに対する信頼の構築に努めていきたい。また、手続実施者の増員やふらっとの会員周知・対外広報についても検討・実施したい。

さらに、弁護士との関与を受け、140万円超の民事紛争や遺産分割等の家事紛争を対象とすることを視野に協議・検討を行う。

7. その他

総務部と連携しつつ、相続登記未了問題について、静岡地方法務局及び静岡県土地家屋調査士会と協力して講演会や特設の相談会その他関連する事業を行いたい。また、例年開催している税理士会との合同相談会や女性相談会ほか、時機に応じたスポット相談会等を適宜実施したい。

また、外部機関からの相談員派遣要請に適宜対応していく。